

# 秋田公立美術大学附属図書館運営規程

平成25年4月1日  
規程第12号

## (趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関する基本的事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 図書館は、教育研究および学習に必要な学術情報を収集管理し、秋田公立美術大学の職員（公立大学法人秋田公立美術大学に勤務する全ての者をいう。以下同じ。）および学生の利用に供するとともに、国内外の大学図書館等と協力することによって学術情報を相互に提供し、教育研究の発展に寄与することを目的とする。

## (業務)

第3条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館の企画および運営に関すること。
- (2) 図書館資料の収集および管理に関すること。
- (3) 図書館資料の閲覧および利用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学術資料および学術情報に関すること。

## (附属図書館長)

第4条 学則第9条第1項に規定する附属図書館長（以下「図書館長」という。）は、学長の命を受け、図書館の業務を掌理する。

2 図書館長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

## (附属図書館運営委員会)

第5条 図書館の管理運営に関する重要な事項を審議するため、附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第6条 図書館および図書館資料の利用について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 図書館の事務を所掌するため、図書館に事務長を置く。

2 図書館に、前項の事務長のほか、副参事、主席主査、主査、主任、主事その他必要な職員を置くことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理運営および利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(秋田公立美術工芸短期大学の附属図書館)

2 図書館は、公立大学法人秋田公立美術大学定款附則第2項の規定により設置される秋田公立美術工芸短期大学の附属図書館を兼ねるものとする。

附 則 (平成26年3月27日規程第11号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日規程第13号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。